

## 平成30年第5回白河市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 平成30年5月31日(木) 午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

### 2. 会議構成人員(37名)

#### 出席農業委員(19名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
7番	有賀良雄	委員	8番	鈴木滋夫	委員
9番	緑川喜文	委員	10番	齋藤茂	委員
11番	星保雄	委員	12番	和田一男	委員
13番	塩田一也	委員	14番	矢吹幸彦	委員
15番	大戸文治	委員	16番	本宮勝正	委員
17番	矢野正則	委員	18番	北野唯道	委員
19番	砂塚功	委員			

#### 欠席農業委員(なし)

#### 出席農地利用最適化推進委員(18名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	齋藤一廣	委員
篠宮四郎	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	矢内照美	委員
鈴木茂次	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
秋元幸一	委員	山内喜一	委員
飛知和金一	委員	富永進	委員

#### 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

円 谷 隆 男 委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	斎藤 博秀	次長兼係長	大崎 泰弘
副 主 査	竹内 忍	副 主 査	渡部 美紗
表郷分室長	山口 清美	大信分室長	長谷川 章
東分室長	近内 友明		

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達していますので、平成30年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議題につきましては、農地法第3条関係が2件、農地法第4条関係が1件、農地法第5条関係が3件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が25件、合わせて31件をご審議いただきます。よろしくお願いたします。

(午後 2時00分)

---

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 改めまして、こんにちは。

農作業等で大変お忙しい中、お集まりをいただきました。ありがとうございます。本日、合計31件の案件をご審議いただきます。

気候のほうもすっかり初夏らしくなって、ただいまもそうですけれども、何日か前にも雷があったり、ひょうがちょっと降ったとか、もう本当に初夏の様相が濃くなってまいりました。皆様におかれましては、健康に留意して農作業等に励んでいただきたいと思います。

それでは、ただいまより第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、11番、星保雄委員、12番、和田一男委員の両名を指名いたします。

---

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

円谷隆男委員の1名であります。

---

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。平成30年5月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局（竹内副主査） それでは、3ページをごらんください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2まで朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信地区、大信大屋地区担当の高久亨です。

去る26日に、北野委員と現地を確認してまいりました。譲渡人が私用で来られなかったために、譲受人立ち会いのもとで現地を確認してきました。現場は畑としてなっておりますので、何ら問題はないものと思われまますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

高久委員 大信地区担当の高久です。

この件も、26日に北野委員と現地を確認してまいりました。譲渡人は私用で来られなかったのですが、電話で確認しております。譲受人に現地確認してもらって、今現在、田んぼでつくっているということで確認してまいりました。何ら問題ないかと思われまます。皆様のご

審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大戸委員 この2つの案件ですけれども、どういう経緯で贈与になったかということの説明してください。

会 長 わかりました。事務局、説明願います。

事 務 局 (竹内副主査) まずその1の譲渡人と譲受人につきましては、譲渡人の畑に隣接する形で譲受人の畑がありまして、今回、所有権を整理したいということで申請がありました。

その2の譲渡人と譲受人につきましては、親戚関係に当たりまして、今回所有権を整理したいということで、同様の申請がありました。

以上です。

会 長 大戸委員、以上のような、隣地、それから親戚関係ということで説明がありました。

大戸委員 こういう場合、贈与の場合には必ず、同意だけじゃなくて、どういう意味かということをお必ず明記してください。

会 長 はい。事務局、そのようにお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

会 長 ありがとうございます。

---

#### ◎議案第2号

会 長 それでは、次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

4ページをごらんください。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年5月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 表郷社地区担当の鈴木です。

今回の申請について、去る5月26日に滝田文雄委員と申請人と申請内容について確認いたしました。申請内容について、間違いのないことでした。

今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議、よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

---

◎議案第3号

会長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。  
事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

10ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成30年5月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、11ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

斎藤委員 白坂担当の斎藤です。

今回の申請について、去る27日に、矢野委員、山本委員とともに現地調査を行いました。譲渡人と譲受人と5人で現地を確認いたしました。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないものと思われまます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、16ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺・旗宿地区担当の矢内です。

この件に関しましては、緑川委員と5月24日に現地にて設定人立ち会いのもと、申請内容の確認を行いました。申請内容に相違ないことを確認しておりますので、皆様のご審議よろしくお願いいいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、21ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いいいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

矢内委員 関辺地区担当の矢内です。

この件に関して、5月24日に設定人立ち会いのもと、現地にて申請内容の確認を行いました。申請内容に相違がないことを確認しております。

また、周辺農地への影響もないことと思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

---

◎議案第4号

会長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、朗読いたします。

26ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成30年5月31日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第25号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第25号について、原案のとおり承認いたします。

---

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案されました議案の審査が終了いたしました。

そのほか皆様のほうからございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 皆様からなければ、事務局のほうから連絡事項をお願いいたします。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡申し上げます。

お手元にお配りしておりますチラシ、ボールペン等の資材につきましては、委員の皆様方が全国農業新聞の購読に向けた普及推進活動を行う際にご活用いただきたいという趣旨で県農業会議より送付ありましたので、戸別訪問等の普及活動の際にお使いいただければと存じます。

また、こちらの資材とは別に、農業委員・農地利用最適化推進委員のための専門図書・参考書籍の案内チラシもお配りしております。ご注文される場合には、事務局での取りまとめは行いませんので、申し訳ございませんが、各自ご対応いただきますようお願い申し上げます。

次に、農業者年金に関するお知らせになります。

年金基金から、平成30年度の農業者年金受給権者現況届に関する書類が、直接受給者宛てに送付されております。毎年、受給者の現況を把握し、資格確認を行うために実施されており、提出期限は6月末までとしております。

ご参考までに、4月末現在の本市の受給権者の数でございますが、地域別で、白河が96名、表郷が148名、大信97名、東126名、合計で467名となっております。

最後になります。次回総会は6月29日金曜日午後2時より、この場所で開催いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上となります。

会 長 皆様のほうからございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、以上で本日の総会を終了いたします。

---

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成30年第5回白河市農業委員会総会を閉じさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(午後 2時35分)

---